

|| サリーレグループ

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[12]
2023

2023年12月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、
当事務所までお問い合わせください。



～ 助成金特集 ～

特定求職者雇用開発助成金
労働移動支援助成金
人材確保等支援助成金
中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース・UIJターンコース）
M & A 譲渡し情報

特定求職者雇用開発助成金とは

特定就職困難者コース

特定就職困難者コースとは、高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されるコースです。

高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等（短時間労働者以外）の場合、1人あたり**60万円（助成対象期間：1年）**が支給されます。

重度障害者等（重度の身体・知的障害者、45歳以上の身体・知的障害者および精神障害者）の場合、1人あたり**240万円（助成対象期間：3年）**が支給されます。

対象労働者ごとの助成金の詳細は[特定就職困難者コース](#)をご確認ください。

【参考】[特定就職困難者コース](#) | [厚生労働省](#)

生涯現役コース

生涯現役コースとは、雇入れ日の満年齢が**65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介**により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者（雇用保険の高年齢被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されるコースです。

短時間労働者の場合、1人あたり**50万円**が支給されます。短時間労働者以外の場合、1人あたり**70万円**が支給されます。

※いずれも助成対象期間は1年間

【参考】[生涯現役コース](#) | [厚生労働省](#)

就職氷河期世代安定雇用実現コース

就職氷河期世代安定雇用実現コースとは、いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な場合にハローワーク等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成されるコースです。

4つの要件を満たし、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により正規雇用労働者として雇用した場合、**1人あたり60万円が支給されます。**

※支給対象期間は1年

対象者の4つの要件

- 雇入れ日時点の**満年齢が35歳以上55歳未満**
- 雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ハローワークなどの紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者であるかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

【参考】 [就職氷河期世代安定雇用実現コース | 厚生労働省](#)

労働移動支援助成金とは

労働移動支援助成金は、企業の経済状況が落ち込み、労働者に離職（解雇）推奨する際に労働者の再就職支援を委託することで、早期雇入れの拡大や生産性向上を実現させた際に支給される助成金です。労働移動支援助成金には2種類のコースがあります。

再就職支援コース

再就職支援コースとは、事業規模の縮小に伴い、離職する労働者再就職実現の支援を行うために民間の職業紹介事業者に支援を委託する事業者へ支給される助成金です。

※支給には再就職を実現する必要があります。

早期雇入れ支援コース

早期雇入れ支援コースとは、離職する労働者の早期再就職を目的とし、離職日の翌日から3カ月以内に雇用した事業主に対して支給される助成金です。

事業者が受給するための条件

労働移動支援助成金を受給するためには、以下の条件を満たす必要があります。

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 支給のための審査に協力すること
- 申請期間内に申請すること

労働移動支援助成金（再就職支援コース）

再就職支援コースには「再就職支援」、「休暇付与支援」、「職業訓練実施支援」の3つの対象支給措置があります。

対象となる労働者の条件

再就職支援コースの助成対象となるためには、以下の条件を満たす必要があります。

再就職支援コースの対象労働者条件

- 事業主の作成する「再就職援助計画」、または「求職活動支援書」の対象者
- 雇用保険の一般被保険者として1年以上継続して雇用されていた
- 以前の事業所への復帰の見込みがないこと
- 再就職先が未定であること
- 職業紹介事業者によって退職勧奨を受けたと受け止めている者でないこと
- 退職強要を受けたと受け止めている者でないこと
- 再就職支援を受けることを承諾していること

人材確保等支援助成金の種類は9種類

人材確保等支援助成金には9つのコースがあります。

コース	助成額	補助対象
雇用管理制度助成コース	57万円～72万円	雇用管理制度の導入・実施
介護福祉機器助成コース	導入費用の20% (最大150万円)	労働者の負担を軽減する 介護福祉機器の導入
中小企業団体助成コース	費用の2/3 (最大1,000万円)	中小企業団体（事業協同組合等）が 人材確保や従業員の職場定着を 支援するための事業
人事評価改善等助成コース	80万円	生産性向上を目的とした 人事評価制度を整備
建設キャリアアップシステム等 普及促進コース	費用の1/2～2/3	建設事業主団体が実施する 建設キャリアアップシステム (CCUS) に関する取り組み
若年者及び女性に魅力ある 職場づくり事業コース (建設分野)	費用の9/20～2/3	・若年および女性労働者の 入職や定着のための取り組み ・建設工事における訓練を 推進する活動
作業員宿舎等設置 助成コース (建設分野)	費用の1/2～2/3	・被災三県に所在する作業員宿舎、 作業員施設、賃貸住宅を賃借 ・自ら施工管理する建設工事現場に 女性専用作業員施設を賃借 ・認定訓練の実施に必要な 施設や設備の設置または整備
外国人労働者就労環境 整備助成コース	費用の1/2 (上限57万円) または 費用の2/3 (上限72万円)	外国人特有の事情に配慮した 就労環境の整備 (就業規則等の多言語化など)
テレワークコース	機器等導入助成：経費の30% 目標達成助成：経費の20%	良質なテレワークシステムの導入し実施

※雇用管理制度助成コース（建設分野）、介護・保育雇用管理制度助成コース、設備改善等支援コース、働き方改革支援コースは廃止済み

テレワークコース

テレワーク環境を構築・運用し、従業員の確保や雇用管理改善のための助成金。

【助成金額】

- ・機器等導入助成：支給対象経費の30%
- ・目標達成助成：支給対象経費の20%（生産性要件を満たす場合35%）

テレワーク用サービス利用料も助成対象となります。

※初期費用：合計5万円（税抜）、利用料合計：35万円（税抜）まで

（例）

- ・リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
- ・仮想デスクトップサービス
- ・クラウドPBXサービス
- ・web会議等に用いるコミュニケーションサービス
- ・ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス

【主な要件】

- ・テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出・認定を受けること。
- ・実施計画に基づき、取組を実施すること。
- ・テレワーク実施状況が、以下のいずれかを満たすこと。
 1. 1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。
 2. テレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。
- ・従業員に向けた「企業トップからのメッセージ発信・社内呼びかけ」や「事例収集及び社内周知」を実施すること。

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）をご活用ください

「中途採用等支援助成金」は、**中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大**を図る事業主に対して助成するものです。

助成対象となる「中途採用の拡大」とそれぞれの助成額は以下の通りです。

また、下記に加えて**常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主**は、**中途採用率を公表している**ことも助成対象の要件です。

(A) 中途採用率の拡大
助成額：50万円

中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値※1）以上上昇させた事業主に対する助成

(B) 45歳以上の
中途採用率の拡大
助成額：100万円

以下のすべてを満たす事業主に対する助成

- ・ 中途採用率を20ポイント（中途採用率拡大目標値）以上上昇させた
- ・ うち45歳以上の労働者で10ポイント（45歳以上中途採用率拡大目標値※2）以上上昇させた
- ・ 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

※1、※2の計算方法は裏面に記載

申請の流れ

助成対象となる方を雇い入れる前に、**中途採用計画の作成・提出が必要**です。

雇い入れ前

- ・ 中途採用計画の作成
- ・ 中途採用に関する情報の公表
（常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主のみ）

中途採用計画を労働局へ提出

雇い入れ後

中途採用者の雇用管理制度の整備 + 対象となる方の雇い入れ

(A) 中途採用率の拡大

中途採用率を20ポイント以上
上昇させた

(B) 45歳以上の中途採用率の拡大

- ・ 中途採用率を20ポイント以上上昇させた
- ・ うち45歳以上の労働者で10ポイント以上上昇させた
- ・ 当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた

助成金支給

助成金の対象となる労働者

以下のすべての条件を満たす労働者が対象です。

- ① 申請事業主に中途採用※¹により雇い入れられた
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた
- ③ 期間の定めのない労働者（パートタイム※²を除く）として雇い入れられた
- ④ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、雇用関係、出向、派遣、請負または委任により当該事業主の事業所で就労したことがない
- ⑤ 雇い入れ日の前日から起算してその日以前1年間に、申請事業主と密接な関係にある事業主に雇用されていた経験が無い
- ⑥ 雇入れ時の年齢が45歳以上である（「(B) 45歳以上の中途採用率の拡大」の場合のみ）

※1 新規学卒者や新規学卒者と同一の枠組みで採用された方以外を指します。また、ハローワークからの紹介による雇い入れ以外も対象となります。

※2 パートタイムとは、「一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて短い労働者」のことを指します。

(A) 「中途採用率拡大目標値」の計算方法

以下の「(2) - (1)」を20ポイント以上とすることが必要です。

【例】中途採用率を30%から55%とした場合、「25ポイント」となり要件を満たします。

(1)	中途採用計画開始日の前日から過去3年間の中途採用率	$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2)	中途採用計画期間終了時の中途採用率	
中途採用計画期間中に雇い入れた人数	(a) 50人未満	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
	(b) 50人以上	$\frac{10人 + (\text{期間中に雇い入れた①～⑤の全てに該当する労働者数} - 10人) \times 2}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

(B) 「45歳以上中途採用率拡大目標値」の計算方法

上記(A)に加えて、以下の「(2) - (1)」を10ポイント以上とすることが必要です。

【例】45歳以上中途採用率を20%から35%とした場合、「15ポイント」となり要件を満たします。

(1)	中途採用計画開始日の前日から過去3年間の45歳以上中途採用率	$\frac{\text{過去3年間に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{過去3年間に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$
(2)	中途採用計画期間終了時の45歳以上中途採用率	$\frac{\text{期間中に雇い入れた①～⑥の全てに該当する労働者数}}{\text{期間中に雇い入れた②、③に該当する労働者数}} \times 100$

この他にも要件があります。詳細は「中途採用等支援助成金ガイドブック」をご確認ください。
ご不明な点は、お近くの都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。



中途採用等支援助成金（U I J ターンコース）のご案内

東京圏から地方への移住者を採用するための経費の一部を助成します。就職説明会や募集・採用パンフレットなど、その移住者の採用活動に要した経費の額に応じて助成金が支給されます。

ウェブサイト
はこちら



① 対象となる事業主

採用計画期間内に、対象労働者1人以上を雇い入れた事業主の方が対象となります。

対象となる労働者の要件

- 東京圏からの移住者であること（裏面Q1参照）
- 地方公共団体が開設・運営するマッチングサイトに掲載された当該事業主の求人※1に応募していること（裏面Q3参照）
- 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられること
- 継続して雇用する労働者※2として雇い入れられること

※1 移住支援金（裏面Q1参照）の対象として掲載された求人であって、都道府県労働局長の認定を受けた計画に関する事業所の求人を行います。

※2 対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して1年以上であることをいいます。

② 助成の対象となる経費

対象となる労働者の採用活動に要した次の経費が対象となります。

- ◆ 募集・採用パンフレット等の作成・印刷経費
- ◆ 自社ウェブサイト・自社PR動画の作成・改修経費
- ◆ 就職説明会・面接会・出張面接等の実施経費（オンラインによるものを含む）
例：出展料、会場借料、採用担当者の旅費・宿泊費※3、使用資料の作成・印刷・送料費用など
- ◆ 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業紹介事業者等）によるコンサルティング費用※4

※3 就職説明会などの実施経費のうち採用担当者の旅費・宿泊費には、それぞれ上限額があります。

※4 令和2年4月1日以降に提出された計画書に基づく経費のみ対象となります。

！ 以下の経費は対象となりません

- ・ 民間有料職業紹介事業の紹介手数料
- ・ 求人情報誌や求人情報サイトへの掲載料など

③ 助成額

上記②助成対象経費の合計額に、助成率を乗じた額を支給します。

	助成率	上限額
中小企業	1 / 2	100万円
中小企業以外	1 / 3	100万円

裏面に、本助成金に関するQ&Aを掲載しています。ご参照ください。

M & A 譲渡し情報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW 土木・舗装工事業	関東地方	1億円～2億円	応相談
NEW 建築塗装業	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
ビルメンテナンス	関東地方	1億円～2億円	応相談
調剤薬局・ドラッグストア	関東地方	5,000万円～1億円	応相談
とび・土木工事業	関東地方	1億円～2億円	応相談
一般貨物自動車運送事業	群馬県	5,000万円～1億円	応相談
法人向けソフトウェア自社開発	関東地方	3億円～5億円	応相談
切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円～3億円	6,500万円